

子どもの幸せのために

～人権教育啓発資料～

令和6年度発行 栃木市教育委員会

子どもの人権について考える ～「子どもの権利条約」と「こども基本法」～

栃木市では、山本有三の精神である「生命尊重・人権尊重」を基盤に、人生の礎となる「生きる力」の育成を目指して「自他を大切にし、より良い人間関係をつくろうとする態度を育てる人権教育の充実」を学校教育の重点に掲げ、人権教育を推進しています。

いじめや児童虐待、ヤングケアラーの問題等、子どもたちの周りには、様々な人権課題が存在しています。すべての子どもたちが幸せな生活を送れるようにするために、私たちは、常に子どもたちの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組を社会全体で進めていかなければなりません。ぜひ、ご家庭でも、子どもの人権について考えてみてください。

（栃木市名誉市民 山本有三

『路傍の石』より）

『たったひとりしかない自分を、
たった一度しかない一生を、
ほんとうに生かさなかつたら、
人間、うまれてきたかいが
ないじゃないか』

「子どもの権利条約」と「こども基本法」を知っていますか？

大切にしている考え方

子どもも大人と同じく、ひとりの人間として人権をもっていて、その権利は尊重され、守られるべきものです。

子どもや若者の声を聴きながら、すべての子どもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせるような「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

私たちにできることは？

- ☆ 普段から子どもとのコミュニケーションを大切にしましょう。
- ☆ 子どもの気持ちを受け止め、子どもに寄り添った会話を心がけましょう。
- ☆ 子どもの変化に気付いたら、学校や関係機関等と情報を共有して、社会全体で支えられるようにしていきましょう。



※ 「子どもの権利条約」は、1989年に国連総会において採択されました。世界の多くの国と地域で受け入れられている人権条約で、日本もこの条約に批准しています。

「こども基本法」は、憲法及び「子どもの権利条約」の精神をもとに制定され、2023年4月に施行されました。

「子どもの権利条約」の4つの原則

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

1 差別の禁止	2 生命、生存及び発達に対する権利
3 子どもの意見の尊重	4 子どもの最善の利益

「こども基本法」の6つの基本理念

「こども基本法」には、6つの基本理念が示されています。

このうち、1～4は、「子どもの権利条約」の4原則の趣旨を踏まえて定められたものです。加えて、5では「こどもの養育」、6では「子育て」について、それぞれ定められています。

1 すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないようにすること 	2 すべてのこどもが適切に育てられ、愛され、保護され、教育を受ける機会が等しく与えられること 
3 すべてのこどもが意見を表明したり、社会活動に参加したりする機会があること 	4 すべてのこどもの意見が尊重され、最善の利益が考慮されること 
5 子育ての基本は家庭で、一番の責任は保護者としつつ、支援をしていくこと 	6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを実感できる社会の環境を整えていくこと 

みんなで子どもたち一人ひとりが健全に成長できる社会をつくっていきましょう
— お子様について気になることがありましたらお気軽にご相談ください —

相談窓口

- 〇 栃木市“あったか”電話 ☎ 0282-21-2478 (月～金 8:30～17:15)
- 〇 家庭児童相談室(栃木保健福祉センター2階 こども家庭センター内) ☎ 0282-25-5149
- 〇 人権・男女共同参画課人権推進係 ☎ 0282-21-2161 (月～金 8:30～17:15)
- 〇 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 (全国共通・無料)



【参考資料】・こども家庭庁ホームページ：こども基本法
・法務省ホームページ：こどもの人権を守りましょう
・日本ユニセフホームページ：子どもの権利条約

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html
<https://www.unicef.or.jp/crc/>